

県外在住者(UIJターン)の雇用に有利な制度あります

県外からの移住者が**市内中小企業等に就職**すると

最大1000万円!?※ 移住者向け補助金あります

移住・転職者への充実した支援で、
遠距離の転職に伴う金銭的な不安を解消します！

主な補助金 ①移住者住宅確保応援補助金 ②結婚新生活スマイル補助金 ③空き家改修事業補助金
④移住・就業補助金 ⑤移住者就職応援補助金 (詳細は3、4ページをご確認ください。)

支援例

東京23区内から静岡市へ移住する人が転職する場合

東京23区(居住又は通勤)から5人世帯(こども3人)で空き家を購入・改修し、市内中小企業に転職して移住

①住宅確保応援
上限400万円
住宅購入費の1/2

+

③空き家改修
上限200万円
空き家の改修費の2/3

+

④移住・就業
定額 400万円

移住・転職者に

= ※最大1000万円

その他の県外から静岡市へ移住する人が転職する場合

大阪府から3人世帯(こども1人)で住宅を賃借し、夫婦とも市内中小企業に就職し移住

①住宅確保応援
上限100万円
家賃(3年分)の1/2

+

⑤就職応援
定額 100万円

移住・転職者に

= 最大200万円

各補助金の詳細は3、4ページをご覧ください。

制度利用のためには「法人登録」「求人掲載」が必要です

④移住・就業補助金を市内中小企業等(資本金10億円未満の法人等 詳細は裏面をご覧ください。)に就職した移住者が利用するためには、就職先の法人が「移住・就業支援金への法人登録」と「静岡県移住・就業支援金マッチングサイト」への求人掲載をしていることが必要です。また、法人登録されている事業者については、⑤移住者就職応援補助金の利用希望者に向けて、対象法人として公開しますので、ぜひ登録をお願いします。

人材確保の1つの手段として、「法人登録」「求人掲載」をぜひご検討ください。

【静岡県移住・就業支援金マッチングサイト登録の流れ(登録用フォーム・詳細は2ページへ)】

「しずおか就職net」
に登録

「しずまっち」
に登録

事業所本店
所在地市町へ申請
(静岡市へ申請)

市長の推薦
県が認定

移住・支援金対象求
人掲載の申込・公開

求人掲載申込

採用！

・就業証明書を作成していただき、採用者にお渡しください。



静岡県移住・就業支援金
マッチングサイト

【就職先の法人の種別ごと、移住者が利用可能な補助金比較表】

移住者の就職先	営利大企業※	左記以外の営利企業、 その他の法人(社会福祉法人・医療法人・ 学校法人・NPO法人など)	官公庁
①住宅確保応援 補助金	○	○	○
②結婚新生活スマイル 補助金	就職要件なし		
③空き家改修事業補助金			
④移住・就業補助金		○	
⑤就職応援補助金		○	

※資本金が10億円以上の営利を目的としている私企業やその子会社などのみなし大企業のこと（下記法人登録の要件を参照）。
ただし、資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造上欠かせない職種である場合などは、個別に判断することが可能ですので、下記お問合せまでご相談ください。

法人登録の要件

- ・静岡県の運営する求人情報サイト「しずおか就職net」に登録していること
- ・静岡市が運営する若者就活応援サイト「若者就活応援サイト しずまっち」に登録していること
- ・官公庁等でないこと（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）
- ・資本金10億円以上の営利を目的とする私企業ではないこと（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の情勢等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）
- ・みなし大企業でないこと（地域経済構造の情勢等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）
- ・本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人ではないこと（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）
- ・雇用保険の適用事業主であること
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

※みなし大企業とは 以下のいずれかに該当する法人をいう。

ア発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有する資本金10億円未満の法人

イ発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人

ウ資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

しずおか就職net



若者就活応援サイト
しずまっち



法人登録について



静岡市法人登録
申込フォーム



お問い合わせ

静岡市役所 企画課 移住・SDGs推進係

静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎9階(令和7年5月から12階)

☎ 054-221-1240

✉ ijusoudan@city.shizuoka.lg.jp

令和7年3月作成



【 支援メニュー 】

記載の条件等は概要です。必ず最新の情報をホームページにてご確認ください。

🏠 住宅への支援

若者・子育て世帯の移住時の住宅確保に必要な経費を補助します。

①移住者住宅確保応援補助金

※令和7年1月1日以降の移住者が対象です。

- 条 件
 - ・ 39歳以下 又は 18歳未満のこどもを扶養している
 - ・ 次の①～④のいずれかに当てはまること ①県内事業所にて新規に正規雇用されている、②テレワークや新幹線通勤により、仕事を変えずに移住している、③起業又は事業を運営している、④新規就農に向けた研修を受けている
 - ・ 転入日前10年間で、通算5年以上かつ直近1年以上静岡県外に居住していたこと など
- 対象経費 次の費用のいずれか
 - ・ 敷金、礼金、仲介手数料、家賃（最大3年分）
 - ・ 住宅購入費
 - ・ （実家にUターンするなど、売買や賃貸借が伴わない場合）実家等の改修費
- 補 助 額 対象経費の1／2
ただし、井川・梅ヶ島・大河内・玉川・大川・清沢・両河内地区への移住の場合は3／4
- 上 限 額 単身者は表のアの金額。2人以上の世帯の場合は表のイとウの合計額
ただし、エを超える場合はエの金額

移住前居住地	ア 単身者	イ 2人以上の世帯	ウ こども加算 (1人あたり)	エ 上限額
東京圏（注）	60万円	100万円	100万円	400万円
東京圏以外	30万円	50万円	50万円	200万円

（注）東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち、離島や山村等を除いた市区町村）に転入日前10年間のうち、通算5年以上かつ直近1年以上居住していたこと。（詳細はホームページをご確認ください。）

- 備 考 転入日から3年経過前に市外へ転出した場合は補助金の全額返還、5年経過前に市外へ転出した場合は半額返還を求めます。
- 担 当 課 静岡市役所 企画課 ☎054-221-1240
- ホームページ <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2934/s013081.html>

結婚を機に行った、住宅購入・住宅賃借・引っ越し等に必要な費用を補助します（国の制度を活用）。

②結婚新生活スマイル補助金

- 条 件
 - ・ 申請する年度内に婚姻届を提出し、受理されていること
 - ・ 婚姻日において夫婦ともに39歳以下であること
 - ・ 夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること など
（例：令和7年度に婚姻した場合は令和6年分の所得。令和6年中の奨学金返済額を控除可能です。）
- 対象経費
 - ・ 住宅賃借費用（敷金、礼金、仲介手数料、賃料及び共益費（同居を始めた月から起算して、5カ月後の月まで））
 - ・ 住宅購入費
 - ・ 住宅リフォームの工事費
 - ・ 引っ越し費用
- 補 助 額 対象経費の合計額
- 上 限 額 80万円
- 担 当 課 静岡市役所 青少年育成課（令和7年4月からはこども若者応援課） ☎054-354-2614
- ホームページ <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4395/s002140.html>

空き家の改修費用を補助します。

③空き家改修事業補助金

- 条 件 1年以上空き家である物件を自己の居住のために購入し改修すること など
※オクシズ（静岡市の中山間地域）の場合は、1年未満の空き家でも利用可能です。
※ゆとりある住宅地区（駿河区大谷、清水区草薙及び清水区馬走の一部）も、1年未満の空き家でも利用可能な制度があります。
- 対象経費 空き家の改修費
- 補 助 額 対象経費の2/3
空き家所在地がオクシズ内の井川・梅ヶ島・大河内・玉川・大川・清沢・両河内の場合は9/10
200万円：静岡市外から移住した世帯、15歳未満のこどもがいる世帯
夫婦等のいずれかが40歳未満の世帯、補助率が9/10の地域内の場合
100万円：その他の場合
- 備 考 空き家所有者が改修して貸し出す場合も補助金の利用が可能です。オクシズの場合は、借り主が改修する場合も補助金の利用が可能です。詳しくはホームページをご覧ください。
※補助金のご利用にあたっては、事前に担当課までご連絡ください。
- 担 当 課 静岡市役所 住宅政策課 ☎054-221-1192
- ホームページ <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s7345/s000894.html>（市街地）
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/okushizuoka/s013267.html>（オクシズ）



就業への支援

東京23区から静岡市へ移住し、就業した方に補助します（国の制度を活用）。

④移住・就業補助金

- 条 件 ・ 転入日前10年間のうち、通算5年以上かつ直近1年以上東京23区内に居住していた、または、東京圏（左ページ注）から東京23区に通勤していたこと（東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等に就職した方は、通学期間も上記期間に加算可能です。）
・ 静岡市に移住し、就職・テレワーク・起業等により就業していること
（就業については、**静岡県が運営するマッチングサイトを利用すること**などの要件があります。詳しくはホームページをご確認ください。）
・ 補助金の申請日が、静岡市に転入後1年以内であること。 など
- 補 助 額 単身60万円、2人以上の世帯100万円＋こども1人あたり100万円加算（**上限なし**）
- 備 考 補助金の申請日から3年経過前に市外へ転出した場合や1年以内に職を辞した場合は補助金の全額返還、5年経過前に市外へ転出した場合は半額返還を求めます。
- 担 当 課 静岡市役所 企画課 ☎054-221-1240
- ホームページ <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2934/s001896.html>

静岡県外から静岡市へ移住し、中小企業等に就職した方に補助します。

⑤移住者就職応援補助金

※令和7年4月1日以降の移住者対象

- 条 件 ・ 転入日前10年間のうち、通算5年以上かつ直近1年以上静岡県外に居住していたこと
・ 静岡市に移住し、市内の中小企業等に新規に正規雇用されたこと
・ 補助金の申請日が、静岡市に転入後6カ月以上1年6カ月以内であること。
・ ④移住・就業補助金の対象とならないこと など
- 補 助 額 50万円／人
- 備 考 補助金の申請日から3年経過前に市外へ転出した場合や1年以内に職を辞した場合は補助金の全額返還、5年経過前に市外へ転出した場合は半額返還を求めます。
- 担 当 課 静岡市役所 企画課 ☎054-221-1240
- ホームページ <https://shizuoka-seikatsu.jp/information/3598/>



市街地用
ホームページへ



オクシズ用
ホームページへ



詳細は
ホームページへ



詳細は
ホームページへ

New!!